

認証評価制度の見直しに伴う細目省令等の改正の方向性（案）

これまでの議論をもとに、現行の認証評価制度の一層の充実を図るため、下記の方向性で細目省令の改正を図る。なお、評価の実態・効果や評価を受ける大学等の関係者のニーズ等を踏まえつつ、制度以外の評価の充実のための取組も含め、認証評価制度全体の在り方については引き続き検討を行うこととする。

1. 細目省令の改正により改善が可能と考えられる事項

(1) 学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方

教育研究環境を重視した評価から、教育研究活動の状況や学修成果、内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展を促進する。

<方向性>

各認証評価機関では第2サイクル（平成23年度～）にあたり、評価項目に学修成果や内部質保証といった観点を導入しているところであるが、これらを大学評価基準の共通の項目に位置づける。

【参考】認証評価機関が評価を行う際の共通の評価項目（細目省令）

- ①教育研究上の基本となる組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、
- ⑤事務組織、⑥教育研究活動等の情報公開、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

(2) 評価結果を改善につなげる仕組み

評価結果のフォローアップなど、評価結果を各大学の具体的な教育活動の改善につなげるための仕組みの整備を図る。

<方向性>

各認証評価機関では、評価において改善すべき点として指摘した事項については、一定期間経過後に改善の進捗状況を確認する取組を実施しているが、こういった評価結果のフォローアップの仕組みを備えることを認証評価機関の認証の要件として位置づける。

(3) 評価における社会との関係の強化

認証評価の社会的認知度を高めるとともに、高等学校関係者をはじめ幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの構築を図る。

<方向性>

認証評価機関の共通の取組として、評価にあたって、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞くことを位置づける。

(4) 評価の質の向上に関する取組

認証評価の質の向上を図るための取組を促進する。

<方向性>

学修成果の把握のための客観的な評価指標の開発等、大学評価に関する調査研究等を行い、評価の質を継続的に向上させる体制を備えることを認証評価機関の認証の要件として位置づける。

2. 運用により改善が可能と考えられる事項

(1) 認証評価機関の取組の情報発信

認証評価機関においては、各大学が改革に取り組む際の参考となるよう、認証評価を通して把握した各大学の特色ある教育研究の取組などを積極的に情報発信するとともに、認証評価制度についての社会的認識を高めるため、認証評価機関の活動全体について周知に努める必要がある。

(2) 評価の効率化

大学は複数の評価に対応する必要がある、「評価疲れ」が指摘されているところである。評価を受ける際の大学の負担を軽減するため、各認証評価機関は、公表資料や既存資料の活用等により、評価業務の効率化のための方策を検討・実施していくことが求められる。

なお、大学ポートレートのデータの活用や国立大学法人評価との連携などについては、引き続き検討を行う。

3. 法令改正も含めて引き続き検討が必要な事項

○機能別分化の進展に対応した評価の推進

各認証評価機関では、共通的に評価すべき内容に加えて、各大学の特色ある教育研究に関しても評価を実施しているところであるが、このような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い（簡素化等）も含め、機能別分化の進展に対応した評価の在り方について検討。

【参考】各認証評価機関の実施する大学の多様性に対応した評価の取組

- ・大学評価・学位授与機構：大学機関別選択評価（研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況）
- ・日本高等教育評価機構：各大学の使命・目的に応じた独自基準による評価
- ・短期大学基準協会：選択的評価基準（教養教育、職業教育、地域貢献の取り組み）

○各大学の改革を支援するための評価の在り方（各大学が自ら掲げる目的・水準等に対する評価（達成度評価）の重視等）

○評価結果の活用の在り方（不適格判定を受けた場合の措置等）

○認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）

○認証評価のサイクルについて（評価周期の見直し、優れた評価を受けた場合における次回評価の特例等）